

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社日から3ヶ月以内に本人の都合による退社、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は次のとおり紹介料金を返還します。

1ヶ月以内の場合、全額(別途消費税を加算)

1ヶ月超3ヶ月以内の場合、50%(別途消費税を加算)

ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、死亡、天災事変等の不測の事態、その他免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。